

令和2年

11月農業委員会総会議事録

■日 時	2020年（令和2年）11月13日（金）14：30～14：40	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	<p>[農業委員] 計（9名）</p> <p>1 若林 主治 2 橋本 卓爾 3 辻野 清一 4 5 田口 榮男</p> <p>6 藤原 松男 7 前田 敏行 8 9 10 飯阪 保</p> <p>11 森 勝義 12 友田 博文 13</p> <p>[欠席委員] 計（4名）</p> <p>4 西辻 達佳 8 岡田 如弘 9 福本 敏行 13 式森 彦人</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>中塚 好一 富永 利幸 西川 秀士 丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和2年11月の委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>本日の出席者数を事務局から報告を願います。</p>
事務局	<p>本日、委員会に出席されています委員は9名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、西辻委員、岡田委員、福本委員、式森委員です。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、友田会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
会 長	<p>本日の議事録署名人は、10番、飯阪保委員、11番、森勝義委員の御両名をお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>11月委員会議事日程、議案第1号から議案第2号、報告第1号となっておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの使用貸借権の設定1件を別紙のとおり定めるものいたします。</p> <p>議案第1号、番号1、福瀬町の物件について、事務局から説明願います。</p>

事務局

事務局の西川でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は、福瀬町で、地目は、田、面積は、141平方メートル、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において、小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、中山間地域などにある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、2種農地と判断いたします。

借り人は、事情により現在の住居を退去せざるを得なくなり、貸し人である父の申請地に使用貸借権を設定し、住居を建築するものです。

続きまして、地区担当の中林推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は休耕地である。申請地を転用することにより、周辺農地及び水路などには影響がないと認められる。貸し人、借り人に確認したところ、転用目的は申請内容のとおり間違いない。許可やむを得ない。」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

ございませんか。

(異議なしの声)

議案第1号、番号1については、許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。

次に、議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けるための、適格者証明願1件に関する願い出を別紙のとおり定めるものといたします。

議案第2号、番号1について、事務局から説明願います。

事務局

事務局の丸鳩でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件は、箕形町二丁目で、地目は、田1筆、面積は、1,368平方メートルのうち1,338.84平方メートルでございます。

被相続人、相続人、被相続人との関係、相続開始年月日、農地区分については、議案書のとおりとなっております。

また、地区担当、大和推進委員と現地調査を行いましたところ、タマネギ栽培の準備をされており、営農していく意思を確認いたしました。

会 長	<p>また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これにつきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>議案第2号、番号1については、許可することを決定いたしました。</p> <p>次に、報告案件に移ります。</p> <p>議案書6ページ、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用8件を専決により受理しましたので、報告をいたします。</p> <p>議案書7ページ、8ページを御参照ください。</p> <p>本日の案件は、以上でございますけれども、何か御質問ありましたらお受けしたいと思っておりますけれども、ありませんか。</p> <p>なければ、これで本日の委員会総会を終了させていただきます。</p> <p>委員の皆様方には、お忙しい中、大変ありがとうございました。よろしくお願いいたします。</p>
-----	---

閉会時間 14時40分	
上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。	
会 長	
委 員	
委 員	